

令和元年8月（第8回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年（2019年）8月13日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	5番	西川 達也
6番	野田 祐士	7番	高木 敬司
8番	中村 光博	9番	大村 幸誠
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	令和元年（2019年）第9回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	森崎 大輔	主 査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第8回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、4番松野農業委員さんが欠席となっております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番西川委員さん、13番廣田委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(2番委員)

よろしいですか。2番の災害公営住宅についてですが、福富のどの辺りに建設ですか。

(事務局)

広安保育園の道向かい辺りです。

(2番委員)

災害公営住宅の数が足りないために建設するのですか。安永や馬水地区は100戸分前後既に建設中だと思うが。

(事務局)

詳細を把握している訳ではありませんが、町内に680戸前後程建設することになっています。

(議長)

ほかにご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(1番委員)

仮設住宅は今年中に退去しないといけないのですか。

(事務局)

現在調整中でして、入居者には何時頃までにといった話がしてあると思います。来年の6月に集約を目指しているところです。

(6番委員)

9月の終わりには、集約の形式や場所についてお知らせするという事を聞いています。

(1番委員)

地元の仮設住宅でも3分の1程は入居されていて、お年寄りばかりである。

(2番委員)

20%くらいは残ると聞いている。熊本高森線の4車線拡幅事業の対象者等、先行きが不透明な方がいる。

(6番委員)

100世帯程は残るのではないかと聞いている。9月位に移転先を決めて、6月位を目途に移転していただく計画と聞いている。

(2番委員)

何箇所位を集約先と考えているのか聞いたところ、テクノ仮設だけでなく、複数箇所考えているらしい。

(5番委員)

みなし仮設の方々はどうですか。

(委員複数)

仮設と一緒にではないですか。

(議長)

仮設住宅の集約については、6番委員さんからもありましたように、9月頃には説明と決定を行い、来年6月頃までには移転していただくとの事です。そのような内容ですのでよろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号についてご説明いたしました。

番号1番につきましては、12番荒川委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

8月7日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕うん機、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は甘しょで、申請地には甘しょや柿を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数58年、年間300日、妻は経験年数50年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、21,820㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、6番野田委員さんに調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

(6番委員)

4番松野委員さんが調査をされていますが、今日は欠席ですので、代わりにご報告いたします。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻やメロンで、申請地には水稻を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数50年、年間300日、妻は経験年数45年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、33,721㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部ですが、番号1番につきまして7番高木委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

7月30日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が地区計画による宅地分譲地として整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力・信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

他法令の許可の見込みですが、農地転用許可申請に併せて開発許可申請も同時に進められています。

事業区域内の宅地の利用見込みもあり、規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、7番高木委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているの



とに決定をいたします。

次に、転用のための賃借権設定の部でございますが、10番西村委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(10番委員)

7月30日に会長、中川推進委員、事務局2名と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場として整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、他に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地に及ぼす影響もないと考え

ます。以上です。委員の皆様のご審議宜しくお願

(議長)

只今、10番西村委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(6番委員)

ちょっとよろしいですか。

この貸駐車場は隣接地のレンタカー屋さんの貸駐車場になるのですか。

(事務局)

申請者は隣接事業者とのご親戚になりまして、整備後はレンタカー屋さんに貸されると聞いています。

(6番委員)

わかりました。

(議長)

ほかに何かございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

(7番委員)

ちょっとよろしいですか。

利用権設定の補助金額は、半額位になっていますよね。5年か10年の賃貸借期間が条件ですよね。期間の途中で解約すれば交付は無くなるのですか。

(事務局)

新規で10,000円位だったと思います。5年以上の貸し借りで、条件に合えば助成金がでます。賃借人が変わっても、再設定にはなりますが、条件に合えば改めて出ます。途中で解約した場合は、助成金を返還してもらう事もあります。

(3番委員)

5年契約の貸し借りがあった場合、最初の年にまとめて助成金が出ます。1年で解約した場合は、残りの分を返していただくという事です。

(7番委員)

わかりました。

(3番委員)

よろしいですか。

小作料についてですが、農業委員会から10a当り基本これぐらいにしてくれといった事は言えないのですか。貸す人は高い方が良く、借りる人は安い方が良いと思う。米も安くなっているし、今回は10a当り米120kgといったものはないが、高すぎると思うものがある。

(議長)

賃借料は本人同士で決めて申請してもらおう。田は10a当り米90kgが多く、60kgは全体の3分の1無いかもしれない。10a当り米120kgについては時々ある。畑は10a当り10,000円が多い。それぞれの決め方による。

(議長)

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

まず賃借権設定の部、再設定が9筆、新規が12筆です。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございしますが、再設定8筆、新規4筆となっております。

採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、

で、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第4号説明》

（議長）

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

まず賃借権設定の部でございますが、本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の部でございますが、番号1番につきましては、7番高木委員さんに調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

（7番委員）

報告いたします。

7月12日、譲受人と熊本県農業公社、高森推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、酪農を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約3町3反あり、益城町の認定農業者でもあります。今回の申請地は、譲受人の所有する農地の隣接地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものでございます。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以

上耕作されているので、問題はないと思われます。

委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

番号2番につきましては、6番野田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

報告いたします。

7月12日、譲受人と熊本県農業公社、内田推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」が行われましたのでご報告いたします。

譲受人は、益城町のあっせん名簿に記載されており、主たる経営作目は水稻、大豆、野菜となっております。認定農業者については、現在申請中とのことです。

今回の申請地は、もともと譲受人が耕作していた農地で、この度、公社の「あっせん」にて買い入れるものであります。

譲受人の耕作面積は、今回の買い入れも含めると約6町あり、益城町のあっせん基準面積の1町6反もクリアされているので、問題はないと思われます。

委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

番号3番につきましては、12番荒川委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

報告いたします。

7月12日、譲受人と熊本県農業公社、松本委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、益城町のあっせん名簿に記載されている認定農業者で、主たる経営作目は繁殖牛、水稻であります。

今回の申請地の周辺に、譲受人が耕作する農地があることから、「あっせん」で購入されることになったものでございます。

譲受人の耕作面積は、今回の買い入れも含めると約2町あり、益城町のあっせん基準面積の1町6反もクリアされているので、問題はないと思われます。

委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号1, 2, 3につきまして、それぞれご報告いただきました。ご審議をよろしくをお願いいたします。本件についてご意見、ご質疑等はございませ

んか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和元年第9回委員会の日時について申し上げます。次回は9月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思えます。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思えます。

閉会の挨拶を松本筆頭代理にお願いしたいと思えます。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年8月13日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員